2019 年 2 月号 簿記論 つぶ問

3問目

【問題】

ストック・オプションに関する以下の資料に基づいて，X1 年度から X3 年度までの各年度に計上される，株式報酬費用の金額を計算しなさい。

〔資料〕

1. 当社（会計期間は毎年 12 月 31 日を決算日とする 1 年間）は，X1 年 3 月 26 日の株主総会において，従業員のうち 50 名に対して以下の条件のストック・オプションを付与することを決議し，同年 4 月 1 日に付与した。
   ①ストック・オプションの数：従業員 1 名あたり 10 個
   ②権利行使により与えられる株式の数：ストック・オプション 1 個あたり 10 株
   ③行使価格：1 株当たり 10,000 円
   ④権利確定日：X3 年 3 月 31 日
   ⑤権利行使期間：X3 年 4 月 1 日～9 月 30 日
   ⑥ストック・オプション付与時点における公正な評価単価：@1,000 円/個
   ⑦ストック･オプション付与時点における権利確定日までの退職見込人数は 5 名である。

2. X1 年 12 月 31 日までにおける実際の退職者は 1 名であった。退職見込人数に変更はなかった。

3. X2 年 12 月 31 日までにおける実際の退職者は累計で 3 名であった。当初見込みには含まれていなかった退職者もいたことから，権利確定日までの退職見込人数を 7 名に修正した。

4. X3 年 3 月 31 日までにおける実際の退職者は累計 6 名であった。

【解答】

X1 年度　168,750 円

X2 年度　207,500 円

X3 年度　 63,750 円

【解説】（金額の単位：円）

ストック・オプションの費用計上に関する問題です。ストック・オプション数の変動による費用計上額の修正を適切に行えるかがポイントです。

1. 費用計上すべき総額の計算と X1 年度への配分

ストック・オプション**付与日における公正な評価単価**を用いて，ストック・オプションの**公正な評価額**（＝費用計上すべき総額）を計算します。単価を乗じるストック・オプション数については，権利不確定によって失効するストック・オプションの見積数を反映します。

総額：公正な評価単価 1,000×10 個/名×(対象者 50 名－退職見込者 5 名)＝450,000

費用計上すべき総額は，**付与日**（X1 年 4 月 1 日）**から権利確定日**（X3 年 3 月 31 日）**まで**の期間にわたって，月割で配分します。したがって，X1 年度への配分額は次のとおり計算されます。本問は 12 月決算である点に注意しましょう。また，実際の退職者数のデータが与えられていますが，確定した退職者総数でないため，解答には影響しないダミーデータになります。

X1 年度配分額：450,000×9 か月÷24 か月＝168,750

2. ストック・オプション数の修正と X2 年度の費用計上額

X2 年度には，実際の退職状況から，退職見込人数が 5 名から 7 名に修正されています。これにより，付与する**ストック・オプションの総数が減少**するため，**公正な評価額も減少**することになります。この修正に伴う費用計上額への影響については，**修正を行った時点での一時の損益**として処理します。

したがって，X2 年度の費用計上額は，⒜**修正後の**条件に基づく X2 年度までの**あるべき費用計上額**と⒝**すでに費用計上した額**との**差額**によって計算します。

⒜ 総額：公正な評価単価 1,000×10 個/名×(対象者 50 名－退職見込者 7 名)＝430,000

あるべき計上額：430,000×21 か月÷24 か月＝376,250

⒝X1 年度計上額：168,750

X2 年度の費用計上額：⒜376,250－⒝168,750＝207,500

3．ストック・オプション数の確定とX3年度の費用計上額

X3年度では，**権利確定日に退職者数が確定**します。したがって，実際に退職した6名を除く，44名に付与されたストック・オプションについての費用計上が必要であったということになります。これに伴う費用計上額への影響については，X2 年度と同様に処理します。なお，X3 年度は権利確定日の属する年度のため，未認識部分を全額配分することになります。

(a) 総額:公正な評価単価1,000×10個/名×(対象者50名－実際の退職者6名)＝440,000

(b)X2年度までの計上額：376,250

X3年度の費用計上額：(a)440,000－(b) 376,250＝63,750